

6 月 1 6 日（木）

（第 3 日 目）

平成28年第4回南関町議会定例会（第3号）

平成28年6月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について（南関町一般会計）
- 日程第2 議案第52号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（南関町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第53号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（南関町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第54号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第55号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成27年度南関町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第6 議案第56号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第7 議案第57号 平成28年度南関町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第58号 平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第59号 平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第60号 定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第11 南関町選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第12 南関町選挙管理委員会補充員の選挙について
- 日程第13 議員派遣の件
- 日程第14 委員会報告について
「総務産業常任委員会・請願付託の件」
請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願

- 追加日程第1 議員提出議案第1号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）
- 追加日程第2 議員提出議案第2号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書（案）
- 追加日程第3 議員提出議案第3号 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書（案）
- 追加日程第4 閉会中の継続審査について
「総務産業常任委員会・請願付託の件」
請願第3号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願
- 追加日程第5 閉会中の継続審査について
「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第6 閉会中の継続調査について
「総務産業常任委員会」
- 追加日程第7 閉会中の継続調査について
「広報常任委員会」
- 追加日程第8 閉会中の継続調査について
「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 立山比呂志君	2番 杉村博明君
3番 井下忠俊君	4番 立山秀喜君
5番 境田敏高君	6番 打越潤一君
7番 鶴地仁君	8番 田口浩君
9番 山口純子君	10番 本田眞二君
11番 橋永芳政君	12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町長 佐藤安彦君	税務住民課長 菅原力君
副町長 雪野栄二君	福祉課長 北原宏春君
教育長 大里耕守君	経済課長 西田裕幸君
総務課長 大木義隆君	建設課長 古澤平君

会 計 管 理 者 寺 本 一 誠 君 教 育 課 長 島 崎 演 君
まちづくり課長 坂 田 浩 之 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 深 浦 正 勝 君 書 記 坂 口 智 美 君

開議 午前10時00分

—————○—————

○議長（酒見 喬君） 起立。礼。おはようございます。

熊本地震から今日でちょうど2カ月になります。熊本地方あるいはまた益城、阿蘇地方から見ると、この我が町は被害もそうはなかったと思いますけれども、「がんばるけん熊本」、そして私たちは「なんかんトッパ」で、これからも頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の会議に入ります前に、昨日の5番議員の質問の中で、教育課長のほうからの答弁の中で、少し就学援助の率についての間違いがあったということでございましたので、それを訂正したいということでございますので、それからしていきたいと思います。教育課長、よろしくお願いいたします。教育課長。

○教育課長（島崎 演君） おはようございます。

昨日の5番議員に対しての答弁の中で、就学援助認定児童生徒数を102名と申し上げましたが、正確には99名でございましたので、おわびし、訂正をさせていただきたいと思います。また、割合、率につきまして、16.7%と申しましたが、正確には16%になりますので、訂正し、併せておわび申し上げます。

また、教育長のほうの答弁の中にも、これと同じ数字がありましたので、併せて訂正、おわびを申し上げます。よろしくお願いします。

○議長（酒見 喬君） それでは、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

—————○—————

日程第1 報告第1号 繰越明許費の繰越報告について（南関町一般会計）

○議長（酒見 喬君） 日程第1、報告第1号、繰越明許費の繰越報告についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第52号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（南関町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

○議長（酒見 喬君） 日程第2、議案第52号、専決処分の報告及び承認を求めるこ

とについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第53号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（南関町税
条例等の一部を改正する条例）

○議長（酒見 喬君） 日程第3、議案第53号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第４ 議案第５４号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（酒見 喬君） 日程第４、議案第５４号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第５４号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第５ 議案第５５号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成２７年度南関町一般会計補正予算（第７号））

○議長（酒見 喬君） 日程第５、議案第５５号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第５５号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第６ 議案第５６号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成２７年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第３号））

○議長（酒見 喬君） 日程第６、議案第５６号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第５６号を採決します。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第７ 議案第５７号 平成２８年度南関町一般会計補正予算（第１号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第７、議案第５７号、平成２８年度南関町一般会計補正予算（第１号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 57 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号、平成 28 年度南関町一般会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 58 号 平成 28 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第 8、議案第 58 号、平成 28 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第 58 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号、平成 28 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 9 議案第 59 号 平成 28 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（酒見 喬君） 日程第 9、議案第 59 号、平成 28 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第60号 定住自立圏形成協定の締結について

○議長（酒見 喬君） 日程第10、議案第60号、定住自立圏形成協定の締結についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、定住自立圏形成協定の締結については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 南関町選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（酒見 喬君） 日程第11、南関町選挙管理委員会委員の選挙についてを議題にします。

本件については、選挙管理委員会から通知があり、議会において選挙することに

なっています。

選挙の方法については、投票と指名推選の方法とがあります。地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、大字関町1221番地2、松岡千春君、大字久重1617番地1、伊藤秀文君、大字肥猪町384番地、松尾豊君、大字四ッ原2862番地、宮本俊之君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました松岡千春君、伊藤秀文君、松尾豊君、宮本俊之君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

以上で、選挙管理委員会委員の選挙を終わります。

—————○—————

日程第12 南関町選挙管理委員会補充員の選挙について

○議長（酒見 喬君） 日程第12、南関町選挙管理委員会補充員の選挙についてを議題にします。

本件については、選挙管理委員会から通知があり、議会において選挙することになっています。

選挙の方法については、投票と指名推選の方法があります。地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦とすることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員補充員には、大字関外目 9 6 6 番地 1、猿渡英一君、大字上長田 6 5 2 番地 1、阪井義則君、大字相谷 2 1 0 9 番地、谷崎一成君、大字下坂下 4 6 2 2 番地 1、坂井智徳君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました猿渡英一君、阪井義則君、谷崎一成君、坂井智徳君、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序はただいま議長が指名しました順序に決定しました。

以上で、選挙管理委員会補充員の選挙を終わります。

—————○—————

日程第 13 議員派遣の件

○議長（酒見 喬君） 日程第 13、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。

なお、日時、場所等の変更が生じた場合は議長に御一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定

しました。

—————○—————

日程第 1 4 委員会報告について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第 3 号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・
街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 日程第 1 4、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました請願第 3 号、「通学路の安全確保のための歩道
及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願書について、委員長より審査結果報
告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 請願審査報告書。

南関町議会議長、酒見喬様。

南関町総務産業常任委員会委員長、立山秀喜。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則
第 9 4 条の規定により報告します。

受理番号、請願第 3 号。

付託年月日、平成 2 7 年 3 月 1 1 日。

件名、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める
請願。

審査の結果、継続。

委員会の意見、既存の通学路拡幅工事南関中学線の改良工事については、平成 2
7 年度より設計、本年度より工事予定である。また、国道の歩道拡幅工事について
は、今後の要望の状況を引き続き調査したい。

以上です。

○議長（酒見 喬君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから、請願第 3 号を採決します。

お諮りします。

請願第 3 号に対する委員長報告は継続審査とすることです。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（酒見 喬君） お座りください。全員起立です。

したがって、請願第3号、「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・街灯設置」を求める請願書は、継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

ただいま議会、副議長ほかから議員提出議案第1号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）など8件が提出されました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第8として議題にしたいとおもいますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のあった8件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に申し出の配付をさせます。

[議案書配付]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れ等はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

事務局長に議案名の朗読をお願いします。

○議会事務局長（深浦正勝君） [議案名朗読]

—————○—————

追加日程第1 議員提出議案第1号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）

○議長（酒見 喬君） 追加日程第1、議員提出議案第1号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）を議題にします。

副議長、橋永芳政君より意見書（案）の朗読をお願いします。

○副議長（橋永芳政君） では、議員提出議案の朗読をいたします。

議員提出議案第1号、平成28年6月16日、南関町議会議員、議長、酒見喬様。提出者、南関町議会議員、橋永芳政。同じく、鶴地仁、境田敏高、井下忠俊、打越潤一、本田眞二、酒見喬、立山秀喜、立山比呂志、杉村博明、田口浩、山口純子。

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）

上記の案件を南関町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出しま

す。

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）

被災者生活再建支援法は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するための被災者生活再建支援金を支給し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

今回の熊本地震は、最大震度7の激震が2度発生し、震度6あるいは5クラスの揺れを含む震度1以上の余震が1,600回以上発生するなど、これまで経験したことのない地震であり、全壊世帯、大規模半壊世帯に加え、引き続く余震に長期にわたる避難を余儀なくされている世帯も多数に及ぶなど、その被害も深刻な様相を呈している。

被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要である。よって、住民の生活安定と早期復興のため、下記の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 全額国庫による被災者生活再建支援制度に係る特例基金を創設すること。
- 2 被災者生活再建支援金について、生活再建と住宅再建を合わせた現行の最大300万円の支給額を引き上げること。
- 3 支給対象となる世帯の範囲については、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月16日、南関町議会。

衆議院議長 大 島 理 森 様

参議院議長 山 崎 正 昭 様

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

財務大臣 麻 生 太 郎 様

内閣府特命担当大臣 河 野 太 郎 様

以上。

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

本件につきましては、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第１号については趣旨説明を省略することを決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第１号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第１号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

追加日程第２ 議員提出議案第２号 平成２８年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書（案）

○議長（酒見 喬君） 追加日程第２、議員提出議案第２号、平成２８年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書（案）を議題にします。

副議長、橋永芳政君より意見書（案）の朗読をしてください。

○副議長（橋永芳政君） 朗読します。

議員提出議案第２号、平成２８年６月１６日、南関町議会議員、議長、酒見喬様。提出者、南関町議会議員、橋永芳政。賛成者、南関町議会議員、鶴地仁、同じく、境田敏高、井下忠俊、打越潤一、本田眞二、酒見喬、立山秀喜、立山比呂志、杉村博明、田口浩、山口純子。

平成２８年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書（案）

上記の案件を南関町議会会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成２８年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書（案）

平成２８年４月１４日夜及び１６日未明に立て続けに２度の震度７を観測した「平成２８年熊本地震」により、人口１００万人を超える熊本都市圏と阿蘇地域を中心に、多数の家屋倒壊や大規模な土砂崩れなど、県内の広い範囲にわたり、極めて甚大な被害が発生し、熊本県内においては今も「終わりのなき余震」が続いている。

地震発生直後から、国をはじめ関係者の協力を得ながら県を挙げて全力で対応してきたが、今後の復旧・復興事業には莫大な経費が生じることとなり、自主財源に乏しい本県や県内市町村は、危機的な財政状況に陥ることが懸念される。

今後、地方自治体が財政面で安心感をもって復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要である。

よって、国におかれては、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政措置及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月16日、南関町議会。

衆議院議長 大 島 理 森 様

参議院議長 山 崎 正 昭 様

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

財務大臣 麻 生 太 郎 様

総務大臣 高 市 早 苗 様

以上。

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

本件につきましては、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号については趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

追加日程第3 議員提出議案第3号 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書（案）

○議長（酒見 喬君） 追加日程第3、議員提出議案第3号、行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書（案）を議題にします。

副議長、橋永芳政君より意見書（案）の朗読をしてください。

○副議長（橋永芳政君） 朗読します。

議員提出議案第3号、平成28年6月16日、南関町議会議長、酒見喬様。提出者、南関町議会議員、橋永芳政。賛成者、南関町議会議員、鶴地仁、境田敏高、井下忠俊、打越潤一、本田眞二、酒見喬、立山秀喜、立山比呂志、杉村博明、田口浩、山口純子。

行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書（案）

上記の案件を南関町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書（案）

平成28年熊本地震は、4月14日の前震と同16日の本震という2度にわたる激震といまだ続く余震によって、行政庁舎をはじめとした県及び市町村の施設・設備に大きな被害をもたらした。

今回の地震により、県・市町村の行政庁舎等は、あらゆる災害時に地域防災の要として機能し、人命救助や避難者支援など、防災対策の司令塔としての役割を果たさなければならないことが改めて明らかとなった。そのためには、庁舎等は単なる復旧ではなく、地域にとって真に必要な防災拠点機能を併せ持った、災害に強いものとする必要がある。

しかし、今後復旧・復興に莫大な費用が必要となる中、行政庁舎等の再建については、現行制度上、機能強化等を含め補助制度がないため、地方単独事業として実施する必要がある、災害に強い復旧・復興を進める上で大きな障壁となっている。

これらのことから、国におかれては、行政庁舎等の再建について、東日本大震災時の支援も踏まえ、躊躇なく災害復旧と防災機能の強化に取り組めるよう、下記事項について特別な措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 行政庁舎等の再建において、応急工事や調査、仮設庁舎の建設も含めた国庫補助制度を創設すること。

2 あらゆる災害において防災拠点機能を発揮できるよう、行政庁舎等の耐震化を含む拠点機能の充実等に要する費用について、国庫補助制度を創設すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月16日、南関町議会。

衆議院議長	大 島 理 森 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財務大臣	麻 生 太 郎 様
総務大臣	高 市 早 苗 様
内閣府特命担当大臣	河 野 太 郎 様

以上。

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

本件につきましては、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号については趣旨説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 討論なしと認めます。

これから議員提出議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号、行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

追加日程第4 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会・請願付託の件」

・請願第 3 号 「通学路の安全確保のための歩道及び横断歩道ライン・
街灯設置」を求める請願

○議長（酒見 喬君） 追加日程第 4、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の請願第 3 号の事件について、会議規則第 7 5 条の規定によってお手元にお配りしました申し出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第 5 閉会中の継続審査について

「文教厚生常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第 5、閉会中の継続審査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によってお手元にお配りました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続審査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

-----○-----

追加日程第 6 閉会中の継続調査について

「総務産業常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第 6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

—————○—————

追加日程第 7 閉会中の継続調査について

「広報常任委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第 7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務に係る調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第 8 閉会中の継続調査について

「議会運営委員会」

○議長（酒見 喬君） 追加日程第 8、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

—————○—————

○議長（酒見 喬君） これで本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

お諮りします。

会議規則第 4 5 条の規定によって、今会期中の発言訂正等の字句整理については、その整理を議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これをもちまして、平成28年第4回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。御苦労さまでした。

-----○-----

閉会 午前10時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

南関町議会議長

南関町議会議員

南関町議会議員

南 関 町 議 会 会 議 録
平 成 28 年 第 4 回 定 例 会

平成 28 年 6 月 発行

発行人 南 関 町 議 会 議 長 酒 見 喬
編集人 南関町議会事務局長 深 浦 正 勝
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
南 関 町 議 会 事 務 局

〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町 1316  
電 話 (0968) 53-1111